

令和2年8月3日

公示第612号

電通健康保険組合

財政健全化の具体的対策について

本年2月14日付組合会において議決・承認された財政健全化の具体的対策については、令和3年4月1日から、下記の内容で実施することとする。

記

1. 保険料率の引き上げについて

現行保険料率である6.35%については、令和3年4月1日から2%引き上げることとし、8.35%とする。

(考え方)

令和3年度から5年間の財政見通しにおいて、5年間、同一の保険料率で財政収支均衡を確保できる保険料率で、引き上げ幅（現行保険料率との差）が最小となる保険料率は、8.35%（2%引き上げ）となる。

なお、新型コロナによる組合財政への影響については、保険料収入や保険給付費等への影響が考えられるが、現段階においてその影響額を見込むことができないため、令和4年度予算編成時に予定している医療制度改革による財政検証と合わせて検証することとする。

2. 特例退職被保険者の標準報酬月額の見直しについて

特例退職被保険者の標準報酬月額については、現行の標準報酬月額である26万円を令和3年4月1日から32万円とする。

(考え方)

特例退職被保険者の標準報酬月額は、一般被保険者の平均標準報酬月額の2分の1の額を報酬月額と見做して算定した標準報酬月額とする。

3. 保健事業の見直しについて

令和3年4月1日から、以下のとおり、見直すこととする。

- ①保養施設利用者への費用補助事業のうち、「リゾートトラスト施設の利用」及び「旅行補助（B・Cタイプ）」を中止する。
 - ②機関誌（年4回）及び特例退職被保険者の医療費通知（毎月）は、郵送方式からWEB方式に変更する。
- なお、特例退職被保険者の年間医療費通知については、継続することとする。